

## 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程

令和3年4月1日 規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号。以下「就業規則」という。）第31条の規定に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料等の決定)

第2条 理事長は、この規程に定めるところにより、職員の給料その他の給与を決定しなければならない。

(給料)

第3条 給料は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和3年規程第17号。以下「勤務時間規程」という。）第9条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める管理職手当、職務付加手当、医師等調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、優秀研究者手当、特殊勤務手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び外部資金獲得手当を除いたものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は給与に含まれない。

(給料表)

第4条 給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 一般職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとする。

3 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に定めるとおりとする。

4 理事長は、すべての職員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付し、当該給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の級の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第44条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものにあつては、3号給）とすることを標準として、理事長が別に定めるところにより決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が別に定めるものにあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び及び教育職給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして理事長が別に定める職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給）

第6条 給料は、その月の21日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日）に、その月の月額的全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、

月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

- 2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給その他により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間規程第6条及び第7条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第7条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境、その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

（管理職手当）

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給することができる。

- 2 前項の管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

（職務付加手当）

第9条 職務付加手当は、職務の困難性、責任が管理職員に準ずる職務又は著しく負担のかかる職務を付加された職員について、その職務の困難及び責任の度等に基づき別に定める職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、職務付加手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（医師等調整手当）

第10条 教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で理事長が別に定めるものに新たに採用された職員には、月額310,000円を超えない範囲の額を、医師等調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により医師等調整手当を支給

される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、医師等調整手当を支給する。

- 3 前2項の規定により医師等調整手当を支給される職員の範囲、医師等調整手当の支給額その他医師等調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でこれに相当するものとして理事長が別に定める職員に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき14,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものにあつては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第12条 削除

(地域手当)

第13条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

- 2 前項に規定する地域手当の月額は、給料、管理職手当、職務付加手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

第 14 条 第 10 条第 1 項の職に在職する職員には、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当、職務付加手当及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 16 を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第 15 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人又は静岡県が設置する宿舍を貸与され使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

(2) 第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人又は県が設置する宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額 25,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した金額

イ 月額 25,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 25,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 13,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第 16 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難で

ある職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円））

| 区分                              | 基準額    | 加算額                              |
|---------------------------------|--------|----------------------------------|
| 自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員      | 2,000円 | 原動機付きの自動車等の片道の使用距離の3キロメートルを超える部分 |
| 自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満 | 4,100円 | (1キロメートル未満の)                     |

|                                       |        |  |
|---------------------------------------|--------|--|
| である職員                                 |        | 端数は、切り捨てる。)について1キロメートルにつき175円(自動車(2輪のものを除く。)を使用する部分については、570円) |
| 自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 5,300円 |  |
| 自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上である職員           | 5,800円 |  |

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であって、駐車場(理事長が別に定めるものに限る。以下同じ。)を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金(以下「駐車料金」という。)を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額(以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。)の合計額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)
- (4) 前項第3号に掲げる職員(次号及び第6号に掲げる職員を除く。) 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額
- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であって、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅(理事長が別に定めるものをいう。以下この号において同じ。)との間(以下この号において「住居側区間」という。)又は勤務事業場と当該勤務事業場の最寄りの駅との間(以下この号において「勤務事業場側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員(理事長が別に定める職員に限る。)であって、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額(次のいずれにも該当する場合

は、次に定める額の合計額。以下この号において同じ。) (1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額 (その額が3,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。)

イ 勤務事業場側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額

3 通勤手当は、支給単位期間 (理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間とする。第19条において「支給単位期間等」という。) に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間 (自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月) をいう。

第17条 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合又は同条同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、若しくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合においては、理事長が別に定めるところにより、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

2 職員は、前項に掲げる変更により前条第1項の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

第18条 通勤手当の支給は、職員に新たに第16条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときには、その日の属する月) から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月 (これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事

実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第19条 第16条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

(単身赴任手当)

第20条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項そ

の他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(優秀研究者手当)

第 21 条 優秀研究者手当は、学長が別に定めるところにより認定された優秀研究者に対して、月額 20,000 円を支給する。

(特殊勤務手当)

第 22 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(入試手当)

第 23 条 入試手当は、本学の入学者選抜試験に係る業務に従事する職員（教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）に支給する。

2 入試手当の額は、別表第 4 の支給対象業務の欄に掲げる区分に応じ、同表の入試手当の額の欄に定めるとおりとする。

(給与の減額)

第 24 条 職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 28 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 勤務時間規程第 12 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間である場合
- (2) 勤務時間規程第 6 条第 2 号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）である場合
- (3) 勤務時間規程第 6 条第 3 号に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第 8 条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合
- (4) 休暇による場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のうち理事長が別に定める場合

(時間外勤務手当)

第 25 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に

掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第 7 条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第 2 条第 2 項の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間規程第 6 条及び第 7 条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間規程第 12 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 から第 2 項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第 26 条 祝日法による休日等（祝日法による休日が月曜日に当たるときは、理事長が定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 28 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第 27 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、次条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 28 条 第 24 条の規定により勤務しない 1 時間につき給与から減額する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

2 前 3 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、管理職手当、職務付加手当、医師等調整手当及び優秀研究者手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第 29 条 第 8 条第 1 項の規定に基づく理事長が別に指定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員（次項において「管理監督職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、勤務時間規程第 6 条及び第 7 条の規程による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、

当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第23条、第25条及び第26条の規定は、第8条第1項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日。次条及び第33条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第36条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定める職員（第34条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額

とする。

- 4 各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者については、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第44条第2項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第25条の規定により解雇した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第33条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると

思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する県民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前各号に規定するもののほか、一時停止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、前項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100

分の125)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第31条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第34条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第32条中「前条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第34条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第2項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第34条第1項に規定する勤勉手当を支給する日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(外部資金獲得手当)

第35条 外部資金獲得手当は、1月1日に在職する職員に対し、3月21日(その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日)に支給するものとする。

- 2 外部資金獲得手当の額は、一定の期間内に獲得した外部資金の額に相当する額に100分の5を乗じて得た額の範囲内で理事長が別に定める額とする。
- 3 次の各号に該当する場合は、既に支給した外部資金獲得手当を返還させ、又は外部資金獲得手当を支給しないことができる。
  - (1) 対象職員が懲戒事由に該当するなどの不祥事が発覚した場合
  - (2) 目的外使用等により外部資金の交付先からの返還命令があった場合
  - (3) その他、外部資金獲得手当の支給をすることが適当でないと理事長が認める場合

- 4 前3項に定めるもののほか、外部資金獲得手当に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第36条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これ

に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第 17 条第 1 項第 3 号から第 5 号で定める事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 就業規則第 17 条第 1 項各号の規定により休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 31 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 32 条及び第 33 条の規定を準用する。この場合において、第 32 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 36 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第 37 条 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員育児休業等に関する規程（令和 3 年規程第 18 号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号及び第 3 号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 第 31 条第 1 項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- (3) 第 34 条第 1 項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

- (4) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（職員の昇給を行う日として理事長が別に定める日をいう。以下この条について同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- (5) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (6) 前5号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等取得者の給与）

第38条 職員が公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員介護休業等に関する規程（令和3年規程第19号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（高齢者部分休業取得者の給与）

第38条の2 職員が就業規則第41条の2第1項の規定による高齢者部分休業（以下単に「高齢者部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、第24条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに給料及び管理職手当の月額に対する地域手当並びに管理職手当及び医師等調整手当並びに理事長が別に定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

- 2 高齢者部分休業をしている職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に対する第16条第2項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「第38条の2第2項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「第38条の2第2項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

3 前項に規定するもののほか、高齢者部分休業をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(派遣等職員の給与)

第 39 条 静岡県職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 59 号）により静岡県から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号。以下「給与条例」という。）その他静岡県の関係規程の定めるところにより算定した額を支給する。

(委任)

第 40 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第 41 条 この規程に定めのない事項については、給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 52 号）及びその他の給与関係条例並びに職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-25）及びその他の給与関係規則等を準用する。

(規程の改廃)

第 42 条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 当分の間、別表第 1 及び別表第 2 の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に 100 分の 101.43 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前項の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

4 当分の間、第 24 条第 4 号の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための特別休暇（勤務時間規程第 22 条第 1 項第 1 号に規定する特別休暇をいう。以下この項において同じ。）の開始の日から起算して 90 日（理事長が別に定める場合にあっては、1 年を超えない範囲内で理事長が別に定める日数）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該特別休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、理事長が別に定める手当の算定については、当該職員の給料の半減前の額をその算定の基礎となる給料の額とする。

5 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 附則第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、60 歳に達した職員に対する当

該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後における別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 任期を定めて任用される職員

(2) 就業規則第23条第2項の規定により勤務している職員

(3) 就業規則第14条の4第1項の規定により同規則第14条の2第1項に規定する異動期間(同規則第14条の4第1項の規定により延長された期間を含む。)を延長された公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員の管理監督職勤務上限年齢制による降任等に関する規程(令和5年規程第91号)第2条に規定する管理監督職を占める職員

(4) 就業規則第2条第2号に定める教員

8 就業規則第14条の2第3項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第10項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第8項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第31条第4項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第8項、第10項又は第11項の規定による給料の額との合計額」とする。

13 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年12月24日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、改正後の第34条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和5年12月27日から施行する。

2 改正後の第10条、別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の第31条第2項及び第34条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（理事長への委任）

3 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（理事長への委任）

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年12月24日から施行する。
- 2 改正後の規定（第31条第2項及び第34条第2項を除く。）は令和6年4月1日から、改正後の第31条第2項及び第34条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(理事長への委任)

- 3 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(理事長への委任)

- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は令和7年3月29日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せ

ず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を と、含む。）

同条第3項中「14,000円」とあるのは「13,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 施行日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額は、第13条第2項の規定の適用については、同項中「100分の8」とあるのは「100分の7」とする。

6 施行日から令和10年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中「間、前条」とあるのは「間、前条又は附則（令和7年4月1日施行）第5項」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

7 第20条第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の理事長への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 一般職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 職務の級 |    |    |    |    |    |    |     |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|-----|
|     | 3級   | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
| 1   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 2   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 3   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 4   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 5   | 1    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 6   | 2    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 7   | 3    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 8   | 4    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 9   | 5    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   |
| 10  | 6    | 2  | 2  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2   |
| 11  | 7    | 3  | 3  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2   |
| 12  | 8    | 4  | 4  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2   |
| 13  | 9    | 5  | 5  | 1  | 1  | 1  | 1  | 2   |
| 14  | 10   | 6  | 6  | 2  | 1  | 1  | 1  | 3   |
| 15  | 11   | 7  | 7  | 3  | 1  | 1  | 1  | 3   |
| 16  | 12   | 8  | 8  | 4  | 1  | 1  | 1  | 3   |
| 17  | 13   | 9  | 9  | 5  | 1  | 1  | 1  | 3   |
| 18  | 14   | 10 | 10 | 6  | 2  | 1  | 2  | 3   |
| 19  | 15   | 11 | 11 | 7  | 3  | 1  | 2  | 4   |
| 20  | 16   | 12 | 12 | 8  | 4  | 1  | 2  | 4   |
| 21  | 17   | 13 | 13 | 9  | 5  | 1  | 2  | 4   |
| 22  | 18   | 14 | 14 | 10 | 6  | 1  | 2  |     |
| 23  | 19   | 15 | 15 | 11 | 7  | 1  | 3  |     |
| 24  | 20   | 16 | 16 | 12 | 8  | 2  | 3  |     |
| 25  | 21   | 17 | 17 | 13 | 9  | 2  | 3  |     |
| 26  | 22   | 18 | 18 | 14 | 10 | 2  | 3  |     |
| 27  | 23   | 19 | 19 | 15 | 11 | 2  | 4  |     |
| 28  | 24   | 20 | 20 | 16 | 12 | 3  | 4  |     |
| 29  | 25   | 21 | 21 | 17 | 13 | 3  | 4  |     |
| 30  | 26   | 22 | 22 | 18 | 14 | 3  | 4  |     |
| 31  | 27   | 23 | 23 | 19 | 15 | 3  | 5  |     |
| 32  | 28   | 24 | 24 | 20 | 16 | 3  | 5  |     |
| 33  | 29   | 25 | 25 | 21 | 17 | 3  | 5  |     |
| 34  | 30   | 26 | 26 | 22 | 18 | 4  | 5  |     |
| 35  | 31   | 27 | 27 | 23 | 19 | 4  | 6  |     |
| 36  | 32   | 28 | 28 | 24 | 20 | 4  | 6  |     |
| 37  | 33   | 29 | 29 | 25 | 21 | 4  | 6  |     |
| 38  | 34   | 30 | 30 | 26 | 22 | 4  | 6  |     |
| 39  | 35   | 31 | 31 | 27 | 23 | 4  | 6  |     |
| 40  | 36   | 32 | 32 | 28 | 24 | 4  | 7  |     |
| 41  | 37   | 33 | 33 | 29 | 25 | 4  | 7  |     |
| 42  | 38   | 34 | 34 | 30 | 26 | 5  |    |     |
| 43  | 39   | 35 | 35 | 31 | 27 | 5  |    |     |
| 44  | 40   | 36 | 36 | 32 | 28 | 5  |    |     |
| 45  | 41   | 37 | 37 | 33 | 29 | 5  |    |     |
| 46  | 42   | 38 | 38 | 34 | 30 |    |    |     |
| 47  | 43   | 39 | 39 | 35 | 31 |    |    |     |
| 48  | 44   | 40 | 40 | 36 | 32 |    |    |     |
| 49  | 45   | 41 | 41 | 37 | 33 |    |    |     |
| 50  | 46   | 42 | 42 | 38 | 34 |    |    |     |

|     |     |    |    |    |    |  |  |  |
|-----|-----|----|----|----|----|--|--|--|
| 51  | 47  | 43 | 43 | 39 | 35 |  |  |  |
| 52  | 48  | 44 | 44 | 40 | 36 |  |  |  |
| 53  | 49  | 45 | 45 | 41 | 37 |  |  |  |
| 54  | 50  | 46 | 46 | 42 | 38 |  |  |  |
| 55  | 51  | 47 | 47 | 43 | 39 |  |  |  |
| 56  | 52  | 48 | 48 | 44 | 40 |  |  |  |
| 57  | 53  | 49 | 49 | 45 | 41 |  |  |  |
| 58  | 54  | 50 | 50 | 46 | 42 |  |  |  |
| 59  | 55  | 51 | 51 | 47 | 43 |  |  |  |
| 60  | 56  | 52 | 52 | 48 | 44 |  |  |  |
| 61  | 57  | 53 | 53 | 49 | 45 |  |  |  |
| 62  | 58  | 54 | 54 | 50 |    |  |  |  |
| 63  | 59  | 55 | 55 | 51 |    |  |  |  |
| 64  | 60  | 56 | 56 | 52 |    |  |  |  |
| 65  | 61  | 57 | 57 | 53 |    |  |  |  |
| 66  | 62  | 58 | 58 | 54 |    |  |  |  |
| 67  | 63  | 59 | 59 | 55 |    |  |  |  |
| 68  | 64  | 60 | 60 | 56 |    |  |  |  |
| 69  | 65  | 61 | 61 | 57 |    |  |  |  |
| 70  | 66  | 62 | 62 | 58 |    |  |  |  |
| 71  | 67  | 63 | 63 | 59 |    |  |  |  |
| 72  | 68  | 64 | 64 | 60 |    |  |  |  |
| 73  | 69  | 65 | 65 | 61 |    |  |  |  |
| 74  | 70  | 66 | 66 | 62 |    |  |  |  |
| 75  | 71  | 67 | 67 | 63 |    |  |  |  |
| 76  | 72  | 68 | 68 | 64 |    |  |  |  |
| 77  | 73  | 69 | 69 | 65 |    |  |  |  |
| 78  | 74  | 70 | 70 | 66 |    |  |  |  |
| 79  | 75  | 71 | 71 | 67 |    |  |  |  |
| 80  | 76  | 72 | 72 | 68 |    |  |  |  |
| 81  | 77  | 73 | 73 | 69 |    |  |  |  |
| 82  | 78  | 74 | 74 | 70 |    |  |  |  |
| 83  | 79  | 75 | 75 | 71 |    |  |  |  |
| 84  | 80  | 76 | 76 | 72 |    |  |  |  |
| 85  | 81  | 77 | 77 | 73 |    |  |  |  |
| 86  | 82  | 78 | 78 |    |    |  |  |  |
| 87  | 83  | 79 | 79 |    |    |  |  |  |
| 88  | 84  | 80 | 80 |    |    |  |  |  |
| 89  | 85  | 81 | 81 |    |    |  |  |  |
| 90  | 86  | 82 | 82 |    |    |  |  |  |
| 91  | 87  | 83 | 83 |    |    |  |  |  |
| 92  | 88  | 84 | 84 |    |    |  |  |  |
| 93  | 89  | 85 | 85 |    |    |  |  |  |
| 94  | 90  | 86 | 86 |    |    |  |  |  |
| 95  | 91  | 87 | 87 |    |    |  |  |  |
| 96  | 92  | 88 | 88 |    |    |  |  |  |
| 97  | 93  | 89 | 89 |    |    |  |  |  |
| 98  | 94  | 90 | 90 |    |    |  |  |  |
| 99  | 95  | 91 | 91 |    |    |  |  |  |
| 100 | 96  | 92 | 92 |    |    |  |  |  |
| 101 | 97  | 93 | 93 |    |    |  |  |  |
| 102 | 98  |    |    |    |    |  |  |  |
| 103 | 99  |    |    |    |    |  |  |  |
| 104 | 100 |    |    |    |    |  |  |  |
| 105 | 101 |    |    |    |    |  |  |  |
| 106 | 102 |    |    |    |    |  |  |  |

|     |     |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 107 | 103 |  |  |  |  |  |  |  |
| 108 | 104 |  |  |  |  |  |  |  |
| 109 | 105 |  |  |  |  |  |  |  |
| 110 | 106 |  |  |  |  |  |  |  |
| 111 | 107 |  |  |  |  |  |  |  |
| 112 | 108 |  |  |  |  |  |  |  |
| 113 | 109 |  |  |  |  |  |  |  |

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 職務の級 |    |    |
|-----|------|----|----|
|     | 2級   | 3級 | 4級 |
| 1   | 1    | 1  | 1  |
| 2   | 1    | 1  | 1  |
| 3   | 1    | 1  | 1  |
| 4   | 1    | 1  | 1  |
| 5   | 1    | 1  | 1  |
| 6   | 1    | 1  | 1  |
| 7   | 1    | 1  | 1  |
| 8   | 1    | 1  | 1  |
| 9   | 1    | 1  | 1  |
| 10  | 1    | 1  | 1  |
| 11  | 1    | 1  | 1  |
| 12  | 1    | 1  | 1  |
| 13  | 1    | 1  | 1  |
| 14  | 2    | 1  | 1  |
| 15  | 3    | 1  | 1  |
| 16  | 4    | 1  | 1  |
| 17  | 5    | 1  | 1  |
| 18  | 6    | 2  | 1  |
| 19  | 7    | 3  | 1  |
| 20  | 8    | 4  | 1  |
| 21  | 9    | 5  | 1  |
| 22  | 10   | 6  | 1  |
| 23  | 11   | 7  | 1  |
| 24  | 12   | 8  | 1  |
| 25  | 13   | 9  | 2  |
| 26  | 14   | 10 | 2  |
| 27  | 15   | 11 | 2  |
| 28  | 16   | 12 | 2  |
| 29  | 17   | 13 | 3  |
| 30  | 18   | 14 | 3  |
| 31  | 19   | 15 | 3  |
| 32  | 20   | 16 | 3  |
| 33  | 21   | 17 | 4  |
| 34  | 22   | 18 | 4  |
| 35  | 23   | 19 | 4  |
| 36  | 24   | 20 | 4  |
| 37  | 25   | 21 | 5  |
| 38  | 26   | 22 | 5  |
| 39  | 27   | 23 | 5  |
| 40  | 28   | 24 | 5  |
| 41  | 29   | 25 | 6  |
| 42  | 30   | 26 | 6  |
| 43  | 31   | 27 | 6  |
| 44  | 32   | 28 | 6  |
| 45  | 33   | 29 | 7  |
| 46  | 34   | 30 | 7  |
| 47  | 35   | 31 | 7  |
| 48  | 36   | 32 | 7  |
| 49  | 37   | 33 | 8  |
| 50  | 38   | 34 | 8  |
| 51  | 39   | 35 | 8  |
| 52  | 40   | 36 | 8  |

|     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 53  | 41 | 37 | 9  |
| 54  | 42 | 38 | 9  |
| 55  | 43 | 39 | 9  |
| 56  | 44 | 40 | 9  |
| 57  | 45 | 41 | 10 |
| 58  | 46 | 42 | 10 |
| 59  | 47 | 43 | 10 |
| 60  | 48 | 44 | 10 |
| 61  | 49 | 45 | 11 |
| 62  | 50 | 46 | 11 |
| 63  | 51 | 47 | 11 |
| 64  | 52 | 48 | 11 |
| 65  | 53 | 49 | 11 |
| 66  | 54 | 50 | 12 |
| 67  | 55 | 51 | 12 |
| 68  | 56 | 52 | 12 |
| 69  | 57 | 53 | 12 |
| 70  | 58 | 54 | 12 |
| 71  | 59 | 55 | 13 |
| 72  | 60 | 56 | 13 |
| 73  | 61 | 57 | 13 |
| 74  | 62 | 58 | 13 |
| 75  | 63 | 59 | 13 |
| 76  | 64 | 60 | 14 |
| 77  | 65 | 61 | 14 |
| 78  | 66 | 62 | 14 |
| 79  | 67 | 63 | 14 |
| 80  | 68 | 64 | 14 |
| 81  | 69 | 65 | 15 |
| 82  | 70 | 66 |    |
| 83  | 71 | 67 |    |
| 84  | 72 | 68 |    |
| 85  | 73 | 69 |    |
| 86  | 74 | 70 |    |
| 87  | 75 | 71 |    |
| 88  | 76 | 72 |    |
| 89  | 77 | 73 |    |
| 90  | 78 | 74 |    |
| 91  | 79 | 75 |    |
| 92  | 80 | 76 |    |
| 93  | 81 | 77 |    |
| 94  | 82 | 78 |    |
| 95  | 83 | 79 |    |
| 96  | 84 | 80 |    |
| 97  | 85 | 81 |    |
| 98  | 86 | 82 |    |
| 99  | 87 | 83 |    |
| 100 | 88 | 84 |    |
| 101 | 89 | 85 |    |
| 102 | 90 |    |    |
| 103 | 91 |    |    |
| 104 | 92 |    |    |
| 105 | 93 |    |    |
| 106 | 94 |    |    |
| 107 | 95 |    |    |
| 108 | 96 |    |    |

|     |     |  |  |
|-----|-----|--|--|
| 109 | 97  |  |  |
| 110 | 98  |  |  |
| 111 | 99  |  |  |
| 112 | 100 |  |  |
| 113 | 101 |  |  |
| 114 | 102 |  |  |
| 115 | 103 |  |  |
| 116 | 104 |  |  |
| 117 | 105 |  |  |

別表第1（第4条関係）

一般職給料表

| 職務<br>の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      | 9級      | 10級     |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号給       | 給料月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 183,500 | 230,000 | 265,300 | 298,800 | 321,300 | 355,200 | 408,300 | 458,300 | 510,200 | 550,800 |
| 2        | 184,600 | 231,500 | 266,300 | 300,300 | 323,100 | 356,900 | 410,200 | 463,800 | 517,100 | 558,000 |
| 3        | 185,800 | 233,000 | 267,300 | 301,800 | 324,900 | 358,500 | 412,100 | 468,800 | 522,300 | 564,100 |
| 4        | 186,900 | 234,500 | 268,300 | 303,200 | 326,600 | 360,100 | 413,900 | 473,500 | 526,600 | 569,100 |
| 5        | 188,000 | 236,000 | 269,300 | 304,600 | 328,300 | 361,700 | 415,700 | 477,500 | 530,100 | 573,100 |
| 6        | 189,700 | 237,500 | 270,300 | 305,700 | 330,000 | 363,500 | 417,500 | 481,000 | 533,400 | 576,100 |
| 7        | 191,300 | 239,000 | 271,300 | 306,700 | 331,700 | 365,000 | 419,300 | 484,000 | 536,400 | 578,600 |
| 8        | 192,900 | 240,500 | 272,300 | 307,900 | 333,400 | 366,600 | 421,100 | 486,500 | 538,900 | 580,600 |
| 9        | 194,500 | 242,000 | 273,300 | 309,100 | 335,000 | 368,000 | 422,700 | 488,500 | 540,900 |         |
| 10       | 196,200 | 243,400 | 274,300 | 310,700 | 336,700 | 369,600 | 424,200 |         |         |         |
| 11       | 197,800 | 244,800 | 275,300 | 312,300 | 338,400 | 371,200 | 425,700 |         |         |         |
| 12       | 199,400 | 246,200 | 276,400 | 313,900 | 340,000 | 372,700 | 427,200 |         |         |         |
| 13       | 201,000 | 247,400 | 277,400 | 315,400 | 341,500 | 374,600 | 428,700 |         |         |         |
| 14       | 202,700 | 248,600 | 278,700 | 317,000 | 343,100 | 376,500 | 430,000 |         |         |         |
| 15       | 204,400 | 249,800 | 280,000 | 318,600 | 344,700 | 378,400 | 431,300 |         |         |         |
| 16       | 206,100 | 251,000 | 281,200 | 320,200 | 346,200 | 380,200 | 432,500 |         |         |         |
| 17       | 207,400 | 252,100 | 282,500 | 321,700 | 347,600 | 381,700 | 433,700 |         |         |         |
| 18       | 209,000 | 253,200 | 283,800 | 323,400 | 349,300 | 383,500 | 435,000 |         |         |         |
| 19       | 210,600 | 254,300 | 285,000 | 325,000 | 350,900 | 385,200 | 436,300 |         |         |         |
| 20       | 212,100 | 255,400 | 286,200 | 326,600 | 352,500 | 386,800 | 437,500 |         |         |         |
| 21       | 213,600 | 256,400 | 287,300 | 328,000 | 353,700 | 388,500 | 438,700 |         |         |         |
| 22       | 215,200 | 257,400 | 288,500 | 329,700 | 355,200 | 389,900 | 439,500 |         |         |         |
| 23       | 216,800 | 258,400 | 289,800 | 331,400 | 356,700 | 391,300 | 440,300 |         |         |         |
| 24       | 218,400 | 259,400 | 291,100 | 333,000 | 358,200 | 392,700 | 441,100 |         |         |         |
| 25       | 220,000 | 260,400 | 292,400 | 334,200 | 359,900 | 394,100 | 441,700 |         |         |         |
| 26       | 221,700 | 261,300 | 293,400 | 336,100 | 361,700 | 395,300 | 442,300 |         |         |         |
| 27       | 223,000 | 262,200 | 294,400 | 337,800 | 363,400 | 396,500 | 442,900 |         |         |         |
| 28       | 224,300 | 263,100 | 295,500 | 339,400 | 365,100 | 397,500 | 443,500 |         |         |         |
| 29       | 225,600 | 263,900 | 296,600 | 340,900 | 366,500 | 398,600 | 444,200 |         |         |         |
| 30       | 226,700 | 264,700 | 297,800 | 342,500 | 367,800 | 399,800 | 445,000 |         |         |         |
| 31       | 227,800 | 265,500 | 298,900 | 344,100 | 369,000 | 400,900 | 445,400 |         |         |         |
| 32       | 228,900 | 266,300 | 300,100 | 345,700 | 370,400 | 402,000 | 446,100 |         |         |         |
| 33       | 230,000 | 267,000 | 301,300 | 347,400 | 371,500 | 402,700 | 446,600 |         |         |         |
| 34       | 231,100 | 267,800 | 302,600 | 349,200 | 372,400 | 403,400 | 447,000 |         |         |         |
| 35       | 232,200 | 268,600 | 303,900 | 351,000 | 373,400 | 404,100 | 447,400 |         |         |         |
| 36       | 233,300 | 269,300 | 305,200 | 352,800 | 374,500 | 404,800 | 447,800 |         |         |         |
| 37       | 234,400 | 270,000 | 306,500 | 354,300 | 375,300 | 405,400 | 448,200 |         |         |         |
| 38       | 235,400 | 270,800 | 307,800 | 355,700 | 376,200 | 406,000 | 448,600 |         |         |         |
| 39       | 236,400 | 271,600 | 309,100 | 357,100 | 377,100 | 406,500 | 449,000 |         |         |         |
| 40       | 237,300 | 272,300 | 310,400 | 358,500 | 377,900 | 406,900 | 449,300 |         |         |         |
| 41       | 238,200 | 273,000 | 311,700 | 360,000 | 378,700 | 407,300 | 449,600 |         |         |         |
| 42       | 239,100 | 273,800 | 313,000 | 360,800 | 379,500 | 407,500 | 450,000 |         |         |         |
| 43       | 239,900 | 274,600 | 314,300 | 361,800 | 380,300 | 407,800 | 450,300 |         |         |         |
| 44       | 240,700 | 275,300 | 315,400 | 362,800 | 381,000 | 408,100 | 450,600 |         |         |         |
| 45       | 241,400 | 276,000 | 316,300 | 363,700 | 381,700 | 408,400 | 450,900 |         |         |         |
| 46       | 242,000 | 276,700 | 317,600 | 364,800 | 382,400 | 408,700 |         |         |         |         |
| 47       | 242,600 | 277,400 | 318,900 | 365,700 | 383,100 | 409,000 |         |         |         |         |

|    |         |         |         |         |         |         |  |  |  |  |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|--|--|
| 48 | 243,200 | 278,100 | 320,200 | 366,700 | 383,800 | 409,300 |  |  |  |  |
| 49 | 243,800 | 278,800 | 321,400 | 367,600 | 384,300 | 409,500 |  |  |  |  |
| 50 | 244,400 | 279,500 | 322,700 | 368,300 | 384,900 | 409,800 |  |  |  |  |
| 51 | 245,000 | 280,200 | 323,900 | 369,000 | 385,500 | 410,100 |  |  |  |  |
| 52 | 245,500 | 280,900 | 325,100 | 369,600 | 386,200 | 410,400 |  |  |  |  |
| 53 | 246,000 | 281,500 | 326,400 | 370,000 | 386,600 | 410,600 |  |  |  |  |
| 54 | 246,400 | 282,200 | 327,500 | 370,600 | 387,200 | 410,900 |  |  |  |  |
| 55 | 246,700 | 282,800 | 328,600 | 371,300 | 387,800 | 411,200 |  |  |  |  |
| 56 | 247,000 | 283,500 | 329,700 | 372,000 | 388,300 | 411,500 |  |  |  |  |
| 57 | 247,300 | 284,100 | 330,400 | 372,300 | 388,700 | 411,700 |  |  |  |  |
| 58 | 247,600 | 284,800 | 331,300 | 373,000 | 389,300 | 412,000 |  |  |  |  |
| 59 | 247,900 | 285,400 | 332,000 | 373,700 | 389,900 | 412,300 |  |  |  |  |
| 60 | 248,200 | 286,100 | 332,800 | 374,300 | 390,400 | 412,500 |  |  |  |  |
| 61 | 248,500 | 286,700 | 333,600 | 374,600 | 390,800 | 412,700 |  |  |  |  |
| 62 | 248,800 | 287,400 | 334,000 | 375,100 | 391,300 | 413,000 |  |  |  |  |
| 63 | 249,100 | 288,000 | 334,600 | 375,700 | 391,800 | 413,300 |  |  |  |  |
| 64 | 249,400 | 288,500 | 335,300 | 376,300 | 392,400 | 413,500 |  |  |  |  |
| 65 | 249,700 | 289,000 | 336,100 | 376,600 | 392,700 | 413,700 |  |  |  |  |
| 66 | 250,000 | 289,600 | 336,800 | 377,200 | 393,100 | 414,000 |  |  |  |  |
| 67 | 250,300 | 290,100 | 337,500 | 377,900 | 393,500 | 414,300 |  |  |  |  |
| 68 | 250,600 | 290,700 | 338,100 | 378,500 | 393,900 | 414,500 |  |  |  |  |
| 69 | 250,900 | 291,200 | 338,600 | 378,900 | 394,200 | 414,700 |  |  |  |  |
| 70 | 251,200 | 291,700 | 339,200 | 379,400 | 394,500 | 415,000 |  |  |  |  |
| 71 | 251,500 | 292,300 | 339,700 | 380,000 | 394,800 | 415,300 |  |  |  |  |
| 72 | 251,800 | 292,900 | 340,300 | 380,500 | 395,000 | 415,500 |  |  |  |  |
| 73 | 252,100 | 293,400 | 340,600 | 381,000 | 395,200 | 415,700 |  |  |  |  |
| 74 | 252,400 | 293,900 | 341,100 | 381,600 | 395,500 |         |  |  |  |  |
| 75 | 252,700 | 294,300 | 341,500 | 382,100 | 395,800 |         |  |  |  |  |
| 76 | 253,000 | 294,600 | 341,900 | 382,400 | 396,000 |         |  |  |  |  |
| 77 | 253,300 | 294,800 | 342,300 | 382,800 | 396,200 |         |  |  |  |  |
| 78 | 253,600 | 295,100 | 342,800 | 383,300 | 396,500 |         |  |  |  |  |
| 79 | 253,900 | 295,300 | 343,300 | 383,700 | 396,800 |         |  |  |  |  |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 343,800 | 384,100 | 397,000 |         |  |  |  |  |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 344,100 | 384,500 | 397,200 |         |  |  |  |  |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 344,500 | 385,000 | 397,500 |         |  |  |  |  |
| 83 | 255,100 | 296,300 | 344,900 | 385,400 | 397,800 |         |  |  |  |  |
| 84 | 255,400 | 296,500 | 345,300 | 385,800 | 398,000 |         |  |  |  |  |
| 85 | 255,700 | 296,800 | 345,600 | 386,100 | 398,200 |         |  |  |  |  |
| 86 | 256,000 | 297,100 | 346,000 | 386,600 | 398,500 |         |  |  |  |  |
| 87 | 256,300 | 297,400 | 346,400 | 387,000 | 398,800 |         |  |  |  |  |
| 88 | 256,600 | 297,700 | 346,800 | 387,400 | 399,000 |         |  |  |  |  |
| 89 | 256,900 | 298,000 | 347,000 | 387,700 | 399,200 |         |  |  |  |  |
| 90 | 257,200 | 298,300 | 347,400 | 388,200 | 399,500 |         |  |  |  |  |
| 91 | 257,500 | 298,600 | 347,800 | 388,600 | 399,800 |         |  |  |  |  |
| 92 | 257,800 | 299,000 | 348,200 | 389,000 | 400,000 |         |  |  |  |  |
| 93 | 258,100 | 299,200 | 348,400 | 389,300 | 400,200 |         |  |  |  |  |
| 94 |         | 299,400 | 348,800 |         |         |         |  |  |  |  |
| 95 |         | 299,700 | 349,200 |         |         |         |  |  |  |  |
| 96 |         | 300,100 | 349,500 |         |         |         |  |  |  |  |
| 97 |         | 300,300 | 349,800 |         |         |         |  |  |  |  |
| 98 |         | 300,600 | 350,200 |         |         |         |  |  |  |  |
| 99 |         | 301,000 | 350,600 |         |         |         |  |  |  |  |

|     |         |         |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|---------|---------|--|--|--|--|--|--|--|
| 100 | 301,400 | 351,000 |  |  |  |  |  |  |  |
| 101 | 301,600 | 351,500 |  |  |  |  |  |  |  |
| 102 | 301,900 | 351,900 |  |  |  |  |  |  |  |
| 103 | 302,200 | 352,300 |  |  |  |  |  |  |  |
| 104 | 302,500 | 352,700 |  |  |  |  |  |  |  |
| 105 | 302,700 | 353,200 |  |  |  |  |  |  |  |
| 106 | 303,000 | 353,600 |  |  |  |  |  |  |  |
| 107 | 303,300 | 353,900 |  |  |  |  |  |  |  |
| 108 | 303,600 | 354,200 |  |  |  |  |  |  |  |
| 109 | 303,800 | 354,700 |  |  |  |  |  |  |  |
| 110 | 304,200 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 111 | 304,600 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 112 | 304,900 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 113 | 305,100 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 114 | 305,300 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 115 | 305,600 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 116 | 306,000 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 117 | 306,200 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 118 | 306,400 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 119 | 306,700 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 120 | 307,000 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 121 | 307,400 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 122 | 307,600 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 123 | 307,900 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 124 | 308,200 |         |  |  |  |  |  |  |  |
| 125 | 308,500 |         |  |  |  |  |  |  |  |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2 (第4条関係)

## 教育職給料表

| 職務<br>の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 号給       | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|          | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 1        | 261,400 | 340,300 | 393,600 | 466,000 |
| 2        | 263,600 | 341,900 | 395,300 | 474,200 |
| 3        | 265,700 | 343,500 | 396,700 | 482,600 |
| 4        | 267,600 | 345,000 | 398,000 | 490,800 |
| 5        | 269,400 | 346,500 | 399,200 | 498,700 |
| 6        | 270,900 | 348,100 | 400,200 | 506,200 |
| 7        | 272,400 | 349,700 | 401,200 | 513,500 |
| 8        | 273,900 | 351,300 | 402,200 | 520,500 |
| 9        | 275,700 | 352,700 | 403,100 | 526,900 |
| 10       | 277,700 | 354,700 | 404,200 | 532,300 |
| 11       | 279,700 | 356,700 | 405,300 | 537,100 |
| 12       | 281,700 | 358,700 | 406,400 | 541,500 |
| 13       | 283,700 | 360,500 | 407,500 | 544,700 |
| 14       | 285,900 | 362,100 | 408,600 | 547,600 |
| 15       | 288,000 | 363,700 | 409,700 | 550,400 |
| 16       | 290,100 | 365,300 | 410,800 | 552,800 |
| 17       | 292,000 | 366,600 | 411,900 | 554,800 |
| 18       | 294,700 | 368,100 | 413,000 |         |
| 19       | 297,400 | 369,500 | 414,100 |         |
| 20       | 300,000 | 370,800 | 415,300 |         |
| 21       | 302,600 | 372,100 | 416,300 |         |
| 22       | 305,000 | 373,300 | 417,400 |         |
| 23       | 307,400 | 374,500 | 418,500 |         |
| 24       | 309,600 | 375,600 | 419,700 |         |
| 25       | 311,800 | 376,700 | 420,600 |         |
| 26       | 313,800 | 378,100 | 421,700 |         |
| 27       | 315,800 | 379,400 | 422,800 |         |
| 28       | 317,800 | 380,700 | 423,800 |         |
| 29       | 319,800 | 382,000 | 424,800 |         |
| 30       | 321,700 | 383,300 | 425,900 |         |
| 31       | 323,600 | 384,600 | 427,000 |         |
| 32       | 325,500 | 385,900 | 428,100 |         |
| 33       | 327,300 | 387,200 | 429,100 |         |
| 34       | 329,200 | 388,400 | 430,300 |         |
| 35       | 331,100 | 389,600 | 431,500 |         |
| 36       | 333,000 | 390,700 | 432,700 |         |
| 37       | 334,700 | 391,800 | 433,400 |         |
| 38       | 335,900 | 393,000 | 434,300 |         |
| 39       | 337,000 | 394,100 | 435,200 |         |
| 40       | 338,100 | 395,200 | 436,000 |         |
| 41       | 338,700 | 396,300 | 436,800 |         |
| 42       | 339,100 | 397,500 | 437,700 |         |
| 43       | 339,500 | 398,700 | 438,600 |         |
| 44       | 339,900 | 399,800 | 439,400 |         |
| 45       | 340,500 | 400,800 | 440,100 |         |
| 46       | 341,000 | 401,800 | 441,000 |         |
| 47       | 341,500 | 402,800 | 442,000 |         |

|    |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|
| 48 | 341,900 | 403,700 | 442,900 |
| 49 | 342,300 | 404,900 | 443,800 |
| 50 | 342,700 | 406,300 | 444,700 |
| 51 | 343,100 | 407,700 | 445,700 |
| 52 | 343,500 | 409,100 | 446,600 |
| 53 | 343,900 | 409,900 | 447,600 |
| 54 | 344,300 | 410,900 | 448,600 |
| 55 | 344,700 | 411,900 | 449,500 |
| 56 | 345,100 | 413,000 | 450,500 |
| 57 | 345,500 | 413,900 | 451,400 |
| 58 | 345,900 | 414,700 | 452,300 |
| 59 | 346,300 | 415,500 | 453,200 |
| 60 | 346,700 | 416,200 | 454,200 |
| 61 | 347,100 | 416,900 | 455,000 |
| 62 | 347,500 | 417,800 | 455,400 |
| 63 | 347,900 | 418,600 | 456,000 |
| 64 | 348,300 | 419,200 | 456,600 |
| 65 | 348,700 | 419,800 | 457,300 |
| 66 | 349,100 | 420,300 | 458,000 |
| 67 | 349,500 | 420,700 | 458,300 |
| 68 | 349,900 | 421,100 | 458,900 |
| 69 | 350,300 | 421,400 | 459,300 |
| 70 | 350,800 | 421,800 | 459,700 |
| 71 | 351,200 | 422,100 | 460,100 |
| 72 | 351,600 | 422,500 | 460,400 |
| 73 | 351,900 | 422,800 | 460,700 |
| 74 | 352,400 | 423,200 | 461,100 |
| 75 | 352,800 | 423,600 | 461,500 |
| 76 | 353,200 | 424,000 | 461,800 |
| 77 | 353,600 | 424,300 | 462,100 |
| 78 | 354,100 | 424,600 | 462,500 |
| 79 | 354,600 | 425,000 | 462,800 |
| 80 | 355,100 | 425,300 | 463,100 |
| 81 | 355,600 | 425,600 | 463,400 |
| 82 | 356,300 | 426,000 | 463,800 |
| 83 | 357,000 | 426,300 | 464,100 |
| 84 | 357,700 | 426,600 | 464,400 |
| 85 | 358,300 | 426,900 | 464,700 |
| 86 | 358,900 | 427,200 |         |
| 87 | 359,500 | 427,500 |         |
| 88 | 360,100 | 427,800 |         |
| 89 | 360,600 | 428,100 |         |
| 90 | 361,000 | 428,400 |         |
| 91 | 361,400 | 428,700 |         |
| 92 | 361,800 | 429,000 |         |
| 93 | 362,200 | 429,300 |         |
| 94 | 362,600 | 429,600 |         |
| 95 | 363,100 | 429,900 |         |
| 96 | 363,500 | 430,200 |         |
| 97 | 364,100 | 430,500 |         |
| 98 | 364,600 | 430,800 |         |
| 99 | 365,000 | 431,100 |         |

|     |         |         |  |  |
|-----|---------|---------|--|--|
| 100 | 365,500 | 431,400 |  |  |
| 101 | 365,900 | 431,700 |  |  |
| 102 | 366,400 | 432,000 |  |  |
| 103 | 366,700 | 432,300 |  |  |
| 104 | 367,100 | 432,600 |  |  |
| 105 | 367,600 | 432,800 |  |  |
| 106 | 368,000 |         |  |  |
| 107 | 368,500 |         |  |  |
| 108 | 369,000 |         |  |  |
| 109 | 369,400 |         |  |  |
| 110 | 369,900 |         |  |  |
| 111 | 370,300 |         |  |  |
| 112 | 370,700 |         |  |  |
| 113 | 371,100 |         |  |  |
| 114 | 371,500 |         |  |  |
| 115 | 371,900 |         |  |  |
| 116 | 372,300 |         |  |  |
| 117 | 372,700 |         |  |  |
| 118 | 373,100 |         |  |  |
| 119 | 373,500 |         |  |  |
| 120 | 373,900 |         |  |  |
| 121 | 374,200 |         |  |  |
| 122 | 374,600 |         |  |  |
| 123 | 375,100 |         |  |  |
| 124 | 375,400 |         |  |  |
| 125 | 375,800 |         |  |  |
| 126 | 376,300 |         |  |  |
| 127 | 376,800 |         |  |  |
| 128 | 377,200 |         |  |  |
| 129 | 377,600 |         |  |  |
| 130 | 378,100 |         |  |  |
| 131 | 378,600 |         |  |  |
| 132 | 379,100 |         |  |  |
| 133 | 379,600 |         |  |  |
| 134 | 380,100 |         |  |  |
| 135 | 380,600 |         |  |  |
| 136 | 381,100 |         |  |  |
| 137 | 381,600 |         |  |  |
| 138 | 382,100 |         |  |  |
| 139 | 382,600 |         |  |  |
| 140 | 383,100 |         |  |  |
| 141 | 383,600 |         |  |  |

備考 この表は、大学に勤務する副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第3（第4条関係）

級別標準職務表

1 一般職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                  |
|------|-------------------------|
| 1級   | 定型的な業務を行う職務             |
| 2級   | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務  |
| 3級   | 主任の職務                   |
| 4級   | 主査の職務                   |
| 5級   | 1 室長の職務<br>2 主幹の職務      |
| 6級   | 1 大学事務局次長の職務<br>2 課長の職務 |
| 8級   | 大学事務局長の職務               |

2 教育職給料表級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                    |
|------|---------------------------|
| 1級   | 1 大学の助手の職務<br>2 大学の助教の職務  |
| 2級   | 大学の講師の職務                  |
| 3級   | 大学の准教授の職務                 |
| 4級   | 1 大学の教授の職務<br>2 大学の副学長の職務 |

別表第4（第23条関係）

| 支給対象業務 | 入試手当の額        |                      | 摘要   |
|--------|---------------|----------------------|--|
|        | 支給単位          | 大学院                  |  |
| 作問者    | 1科目           | 15,000円              | 面接課題の出題者を除く。   |
| 採点者    | 1科目           | 8,000円（半日勤務は、4,000円） | 科目ごとに、16,000円を上限とする。   |
| 当日業務   | 試験監督者         | 1日                   | 8,000円（半日勤務は、4,000円）<br>・面接には口頭試問を含む。<br>・面接課題の出題者が面接を行った場合は、面接者に係る手当のみ支給する。 |
|        | 面接者（口頭試問を含む。） | 1日                   |  |
|        | その他当日業務従事者    | 1日                   |  |
| 集計処理者  | 1試験           | 8,000円               | 単なる整理業務は含まない。  |

## 備考

- 1 当日業務の手当額の中には、当該業務に係る8時間（半日勤務は、4時間）の第25条第2項に規定する時間外勤務手当を含むものとする。
- 2 当日業務に関し第25条第2項の規定により算出した時間外勤務手当の額が、上表に定める当日業務に係る手当額を超える職員に対しては、同表の規定に関わらず、当該時間外勤務手当の額に相当する額を入試手当として支給する。この場合において、入試手当の額の中には、当該時間外勤務手当を含むものとする。
- 3 同一日に、職員が複数の当日業務に従事した場合（複数の試験において同一の当日業務に従事する場合を含む。）は、当該複数の当日業務を一つの当日業務とみして、従事時間に応じた額の手当を支給する。
- 4 一つの試験において3種類以上の支給対象業務に従事した職員に対しては、上表の規定に関わらず、手当額が最も高い業務及び2番目に高い業務に係る手当のみを支給する。
- 5 前項の規定により当日業務に係る手当が支給されないこととなった場合は、手当額が最も高い業務及び2番目に高い業務に係る手当を当日業務に係る手当とみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。